

議案第131号

さいたま市公共事業評価審議会条例の制定について
さいたま市公共事業評価審議会条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市公共事業評価審議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市が行う公共事業の評価に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公共事業評価審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、建設局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。